

Title	人権教育的視点からの英語教育の再構築：小学校英語活動における「文化理解」の指導に焦点を当てて
Author(s)	加賀田, 哲也
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59326
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	加賀田 哲也
博士の専攻分野の名称	博士(人間科学)
学位記番号	第 25309 号
学位授与年月日	平成24年3月22日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 人間科学研究科人間科学専攻
学位論文名	人権教育的視点からの英語教育の再構築 —小学校英語活動における「文化理解」の指導に焦点を当てて—
論文審査委員	(主査) 教授 平沢 安政 (副査) 教授 木村 涼子 教授 有川 友子

論文内容の要旨

本論文の要旨は以下の通りである。

一般に英語教育の役割については「技能教育」と「人間教育」の双方向から議論される必要があるが、本論文ではその人間教育的側面を取り上げ、人間教育に資するとされる「文化理解」の役割に焦点を置きながら、これまでの英語教育を人権教育的視点から再構築することを試みた。

そもそも、英語教育における「人間理解」とは何を意味し、何を目ざしているのであろうか。筆者は、20年あまり英語教育に携わった経験を基に、英語教育における人間教育を「英語学習において、学習者が内なる自己、他者、社会、自然との関係性の中で自己や対象への理解を深め、自他の生き方、社会が直面する課題などについて考えながら、「自己の確立」を支援する教育」として捉えている。しかしながら、英語教育における「人間教育」の捉え方は漠然としており、包括的でもある。したがって「人間教育」を捉えようとする時には、ある特定の枠組みが必要であるが、筆者は人権教育的視点から捉えることが妥当であると考え。その理由は、人権教育は「自己理解」、「他者理解」、「多様性」、「関係性」、「偏見・差別」などを主たる鍵概念として包摂しており、昨今の日本における「内なる国際化」の進展や筆者の考える英語教育目的論（「英語を通じて、豊かな人権文化をもつ多言語・多文化共生社会を構築する」）に公正かつ適正に応じることができると考えるからである。

そして、これらの人権教育的鍵概念を基にこれまでの英語教育を捉え直すことで、現在英語教育が抱えている様々な課題に対する解決の方向性を導き出すことが可能であると考え。本論文では、「人権教育のための英語教育」という立場に立脚した英語教育を「人権教育的英語教育」(Human Rights-Based English Education)と称することにする。その主な教育理念は次の通りである。

(1) 目的及び目標

多言語・多文化共生社会の構築を実現するための能力や態度の育成を「目的」とし、多様な言語や文化的背景を持つ人々と主体的にかかわり、民主的な議論を交わすためのコミュニケーション能力の育成を「目標」とする(第2章第2節2.4)。

(2) 指導観

人権教育における4領域(第2章第1節1.2)及び4側面(第2章第1節1.3)を指導理論の中核に位置づける。すなわち、学習者と「内なる自己」、「他者」、「社会」、「自然」との関係性を重視する中で、また、「人権としての英語教育」、「人権についての英語教育」、「人権を通じた英語教育」、「人権のための英語教育」

育」に基づく教育実践を行う中で、学習者の自己肯定感、人間関係形成能力、異質なものに対する「開かれた心」などを涵養したり、学習動機を高め、学力の保障を旨とす（第2章第4節～第5節）。

(3) 言語観

英語の所有権はコミュニケーションに関与するすべての人々にあるとする。したがって、理論的には英語母語話者、非母語話者を問わず、コミュニケーションに関与するすべての人々が英語の学び手であり、同等の立場にある（第2章第3節3.1）とともに、すべての人々の言語権を保障する（第2章第2節2.3）。

(4) 教材観

教材はオーセンティックなもの（レリアア、新聞、雑誌、ポスター、ウェブサイト、映像、など）を活用し、また、グラフや表などの統計資料を積極的に使用する（第3章第4節4.6）。

本論文では平成23年度より必修化された小学校外国語（英語）活動を取り上げ、「人権教育的英語教育」を具現化することを試みた。その理由は、目下、小学校教育現場では指導者の英語力をはじめ、指導内容や指導方法に関する課題が山積しており、その解決が急務とされているからである。そこで、国の唯一の共通教材である『英語ノート』の内容を吟味し、その問題点として「内容的妥当性の低さ」を指摘した上で、この問題点を克服するための文化理解に焦点を当てた指導の在り方について考察した。具体には、次の6つの視点からのアプローチが適切であるとした。[視点①] 文化の紹介、[視点②] ことばに含まれる文化性への気づき、[視点③] 文化相対性への気づき、[視点④] 比較文化への気づき、[視点⑤] 相互依存やグローバルな課題への気づき、[視点⑥] 異言語・異文化を持つ人々との人的交流である（ただし、これらの視点は、段階的に導入しなければいけないというものではないし、単元の中でこれらすべてを扱う必要もない）。また、これらの視点は小学校のみならず、中学校、高等学校、大学の英語教育における文化理解、もしくは他教科における文化理解にも汎用性があると確信している。また、小学校英語活動及び中・高等学校での文化理解の到達目標についても試案した。

加えて、言語活動のさらなる充実を図ることを目的とし、『英語ノート1』および『英語ノート2』の各レッスンに文化理解を重視した活動を1-2つ補充した。ここでは、単なる歌やゲームなどを用いた「娯楽的な楽しさ」を超え、児童の人権意識や人権感覚を高めるという目的で考案された「知的な楽しさ」を伴う活動を提案している。活動内容については、「個の領域」や「他者関係の領域」を中心としながらも、人権、平和、福祉などを含む「社会関係の領域」や生命、自然、環境などを含む「自然関係の領域」からも適宜取り扱うこととした。たとえば、『英語ノート1』の Lesson 5 では「アイヌの民族衣装」や「平和」、Lesson 7 では「視覚障がい者のための生活上の配慮（ユニバーサル・デザイン）」、『英語ノート2』の Lesson 4 では「環境問題」、Lesson 9 では「言語に見られるジェンダー観」などが挙げられる。

今後、小学校における外国語（英語）活動がどのように進展していくかは現時点では不明であるが、たとえ、教科化された場合でも、決して言語技能の向上に特化することなく、文化の多様性や相対性を尊重する態度の育成を旨とすることが重要であると考えられる。「9歳の壁」という言葉からも象徴されるように、やはり、小学校外国語活動の醍醐味は文化理解にある。中学校期にできることをわざわざ小学校で前倒しする必要はない。心が柔軟な小学校期にこそ、異言語や異文化を持つ人々との交流を通じて、相互の文化的差異を超えた関係性を構築する能力や「開かれた心」の育成を図ることが肝要である。そのためには、「違い」をもとに既存の知識と経験に揺さぶりをかけ、それらの再構築・再編成を促すものでなければならない。このことがまさに文化理解の果たす役割でもあり、教育実践における挑戦でもある。

最後に、人権教育的英語教育の確立に向けて、望ましい指導体制や文化理解における指導上の配慮事項について言及するとともに、人権教育的英語教育を実践するにあたり、今後取り組むべき課題を5点指摘した。それらは（1）文化理解シラバスの開発、（2）文化理解に関する方法論の確立、（3）文化理解シラバスを具現化するための教材の開発、（4）文化理解に関する評価方法の開発、（5）文化理解シラバスが言語習得に及ぼす影響に関する研究である。

本論文は、技能教育の側面から議論される傾向が強かった英語教育について、とくに平成23年度から必修化された小学校外国語（英語）活動に焦点をあてながら、筆者が提起する「人権教育的英語教育」（Human Rights-based English Education）の全体構想を描き出すオリジナリティの高い内容になっている。

論文全体の構成をみると、序章においては、本研究の背景や「人権教育的英語教育」の教育理念を整理し、第1章では外国語教育における文化理解の問題を、学習指導要領に規定された内容をもとに歴史的かつ丹念に考察している。第2章では人権教育の理論枠組みを整理したうえで、「人権教育的英語教育」の目標、言語教育観、題材論などを具体的に論じている。つづく第3章では小学校英語活動における文化理解の問題について、文科省が共通教材として提供している『英語ノート』の問題点を指摘し、その不十分点を克服するための留意点を10点にわたって提起している。そして第4章で『英語ノート』の発展的な活用に向けて、具体的かつ実践的なレッスンプランを提案し、第5章で「人権教育的英語教育」の確立に向けた展望と課題を整理する内容構成になっている。

以上に示されるように、筆者は人間理解および文化理解とは何か、という英語教育の本質的な事柄について、児童英語教育学会の理事を長年にわたってつとめてきた豊富な経験、理論的蓄積、および学校現場に根差した調査研究等をふまえたうえで、近年体系化がすすみつつある人権教育学の理論的・実践的枠組みに依拠しながら、説得力のある議論を展開し、具体的な提案を行っている。その意味では、理論的分析と実践的提案がバランスよく構成されており、グローバル化の進展とともに今後日本の学校教育においてさらに議論が活発化することが予想される小学校英語教育のあり方について、きわめて重要な示唆と将来の方向性を示す論文になっていると評価できる。また、筆者は今後さらに深めるべき研究課題として、「文化理解シラバス」の開発、文化理解の方法論・教材・評価等に関する研究の必要性をあげており、さらなる研究の深化・発展が期待される。

以上のことから、本論文は博士（人間科学）の授与にふさわしい内容を備えていると判断した。